

令和5年度

県農林水産部と南部市町村との行政懇談会

要望事項に対する措置方針

令和5年7月28日(金)
沖縄県農林水産部

目 次

No	要望事項	【回答課】	頁
1	農業振興地域外に住所を有する農家への支援について【新規】（那覇市）-----	【農政経済課】-----	1
2	第1次産業分野における外国人労働者の雇用促進について【新規】（那覇市）-----	【営農支援課、水産課】-----	2
3	保安林の解除について【新規】（豊見城市）-----	【森林管理課】-----	4
4	外国人研修生受入支援について【新規】（糸満市）-----	【営農支援課】-----	5
5	海岸保全施設整備事業（真栄里海岸）の早期整備要望について【継続】（糸満市）-----	【村づくり計画課】-----	6
6	糸満漁港の整備について【継続】（糸満市）-----	【漁港漁場課】-----	7
7	県営かんがい排水事業の早期供用開始について【継続】（南城市）-----	【農地農村整備課】-----	8
8	県営海岸保全施設整備事業の早期事業化について【継続】（南城市）-----	【村づくり計画課】-----	9
9	ピーマン選果場の増強について【継続】（八重瀬町）-----	【園芸振興課】-----	11
10	農業用水の確保について【継続】（八重瀬町）-----	【村づくり計画課】-----	12
11	猪の掘り起こしによる被害調査及び対策について【継続】（渡嘉敷村）-----	【営農支援課】-----	13
12	農業用排水路の浚渫費用の補助について【新規】（渡嘉敷村）-----	【村づくり計画課】-----	15
13	阿嘉漁港内にある廃車の所有者に対しての撤去指導について【新規】（座間味村）-----	【漁港漁場課】-----	16
14	寄草地区第3号貯水池について【新規】（粟国村）-----	【村づくり計画課】-----	17
15	渡名喜漁港内にある廃船等の処理に係る撤去費用の補助について【継続】（渡名喜村）	【漁港漁場課】-----	18

16	渡名喜漁港の整備について【新規】(渡名喜村)-----	【漁港漁場課】-----	19
17	海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について【継続】(久米島町)-----	【農林水産総務課】-----	20
18	久米島町管理漁港内(フィッシャリーナ含む)にある廃船等の撤去処理に係る 費用の支援について【継続】(久米島町)-----	【漁港漁場課】-----	21
19	畑地かんがい施設の再整備について【継続】(久米島町)-----	【村づくり計画課】-----	22
20	タイ原池の整備について【新規】(久米島町)-----	【村づくり計画課】-----	23
21	水源地(池)の保全について【継続】(南大東村)-----	【村づくり計画課】-----	24
22	病虫害防除について【継続】(南大東村)-----	【営農支援課、糖業農産課】-----	25
23	貯水池間のパイプライン整備について【継続】(北大東村)-----	【村づくり計画課】-----	27

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：農政経済課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 1</p> <p>農業振興地域外に住所を有する農家への支援について (那覇市)</p> <p>【新規】</p>	<p>農業振興地域外に住所を有する農家への支援を整備していただきたい。</p>	<p>那覇市の農業においては、市全体がほぼ市街区域であることから、那覇市に住所を有する農家の多くは市外に圃場を持っている状況である。そのため、那覇市内に農業振興地域が設定されれば受けられる補助金等の支援については、十分な支援を受けることができていない状況である。</p> <p>については、本県の農業振興の観点からも、農業振興地域外に住所を有する農家においても、農業振興地域に住所を有する農家と同様の支援を受けることができるよう整備をする必要がある。</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律（農振法）において、農業振興地域では、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することとされています（同法第2条）。</p> <p>このことから、限られた財源を基に実施する補助事業については、その多くが農業振興地域内農用地区域での取組を支援対象（属地）としております。</p> <p>一方、新規就農者支援や肥料価格高騰対策、融資制度、そして農業技術指導などにつきましては農業振興地域に限らず支援しているところです。</p> <p>引き続き、関係機関と連携し、農業者への支援に努めてまいります。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：営農支援課課、水産課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No 2</p> <p>第1次産業分野における外国人労働者の雇用促進について(那覇市)</p> <p>【新規】</p>	<p>第1次産業における外国人労働者の雇用を促進する施策を図っていただきたい。</p>	<p>第1次産業においても高齢社会の影響があり、後継者不足が問題となっている。課題解決として国の施策において外国人の受入体制の強化が図られているが、本県の第1次産業の振興を図る観点からも、全県的に外国人労働者の雇用の促進が図られるよう、県においても外国人労働者の雇用促進に係る施策を図る必要がある。</p>	<p>【営農支援課】</p> <p>農業分野における後継者不足の状況を踏まえ、解決策のひとつとして、外国人労働者の雇用促進を図る必要があると認識しております。</p> <p>国においては、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設する方向としております。</p> <p>また、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(分野別運用方針)を変更し、「農業」を含む9分野について、特定技能2号を追加することを閣議決定(令和5年6月9日)し、秋頃から特定2号技能試験が実施されるとのことです。</p> <p>県としましては、国による技能実習及び特定技能制度の在り方に関する検討状況を注視するとともに、適正かつ積極的な外国人人材の受入れによる農業経営体の育成・強化等を図るため、関係団体等との情報交換を行い、どのような支援が必要か検討してまいります。</p> <p>【水産課】</p> <p>水産分野では、マグロ延縄船の乗組員やモズク等加工施設での作業員として、外国人労働者の雇用による担い手不足への対策が講じられている実態があります。</p>

			<p>農業分野同様、本県水産業の振興を図る上で、適切な外国人人材の受け入れを促進することは、担い手対策の一つであると理解しております。</p> <p>県としましては、担い手の確保・育成にかかる課題の把握に努めるとともに、必要な支援のあり方を検討してまいります。</p>
--	--	--	--

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：森林管理課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 3</p> <p>保安林の解除について (豊見城市)</p> <p>【新規】</p>	<p>豊見城市が所有する保安林(与根～翁長)について保安林を解除、撤去に向けた取組について検討していただきたい。</p>	<p>当該保安林は、豊見城市与根～翁長間の沿岸部において市が所有する潮害防備保安林として指定されており、森林法により当該区域内における様々な行為が制限されている。</p> <p>しかしながら、豊崎地区の大規模な開発により、当該保安林についてはもはやその機能を果たしていないとの指摘が多数寄せられており、本市としても当該保安林の指定理由については消滅しているものと思慮する。</p> <p>また、保安林繁茂による道路への草木越境、違法駐車、不法投棄等による交通への支障、景観悪化が生じていることから、地域住民のみならず観光客からも改善を求める声があり維持管理に苦慮している。</p> <p>令和6年度に豊崎地区に中学校が開校すれば、当該区域が通学路として利用されることから、児童生徒の安全確保のため歩道や防犯灯の設置についても検討する必要がある。</p>	<p>保安林制度は、水源かん養、土砂の崩壊をはじめとする災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益的目的を達成するための森林法に基づく制度であります。</p> <p>保安林の指定の解除については、森林法(第26条関係)により、①「その指定の理由が消滅したとき」又は②「公益上の理由により必要が生じたとき」、その部分につき保安林の指定を解除することができるかとされておりまして。</p> <p>保安林の指定の解除については、県と事前調整等を行うこととなっておりますので、南部林業事務所へ相談・調整等を行うようお願いします。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：営農支援課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 4</p> <p>外国人研修生受入支援について (糸満市)</p> <p>【新規】</p>	<p>国際交流による農業・農村地域の活性化を図るため、外国人技能実習生を受け入れ、農業の研修を行うための支援策に取り組んでいただきたい。</p>	<p>本県の農林水産業の現状として、他産業への就業人口の流出によって農業就業人口が減少し、担い手不足と農業生産力の低下により、農村地域において多様な担い手対策が必要である。</p> <p>このため、外国人技能実習生を受け入れることにより、農業技術やノウハウ等を交流することによって、担い手不足対策、農業生産力の向上及び農村地域の活性化に加え、国際協力の一翼を担うことができる。</p>	<p>農業分野における後継者不足の状況を踏まえ、解決策のひとつとして、外国人労働者の雇用促進を図る必要があると認識しております。</p> <p>国においては、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設する方向としております。</p> <p>また、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）を変更し、「農業」を含む9分野について、特定技能2号を追加することを閣議決定（令和5年6月9日）し、秋頃から特定2号技能試験が実施されるとのことです。</p> <p>県としましては、国による技能実習及び特定技能制度の在り方に関する検討状況を注視するとともに、適正かつ積極的な外国人人材の受入れによる農業経営体の育成・強化等を図るため、関係団体等との情報交換を行い、どのような支援が必要か検討してまいります。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 5</p> <p>海岸保全施設整備事業（真栄里地区）の早期整備要望について (糸満市)</p> <p>【継続】</p>	<p>当該事業は、海岸法に基づく海岸保全基本方針の変更で保留となっているが、事業採択に向け早急な対応を図っていただきたい。</p>	<p>当護岸は、整備後40年以上経過し、老朽化による機能低下が顕著である。</p> <p>当該海岸の整備については、動植物の生態系を考慮した護岸整備が令和2年度に示され、国の方針や設計指針の見直しが令和4年度までに行われたと認識している。</p> <p>当海岸は、県内でも自然ビーチとして有名な北名城ビーチに位置し、且つ隣接の南側に令和4年7月に琉球ホテル&リゾート名城ビーチが開業したたことによって、今後、地元住民はもとより、観光客等の海岸利用が増え更なる周辺の混雑化も予想される。</p> <p>当海岸の整備にあたっては、隣接する北名城土地改良地区の湛水解消を意図した末端排水の整備と併せ、近隣で実施中の県道「平和の道線」整備による事業効果は、本市の農産業及び観光産業の振興へ大きく寄与するものと期待されており、早期に整備する必要がある。</p>	<p>糸満市真栄里海岸については、国の気候変動の影響による設計潮位などの方針を踏まえ、県による基準見直しを実施中であることから、その見直しを踏まえた着手時期を検討しているところであります。</p> <p>老朽化対策にあたっては、自然環境や地域住民の海浜利用に配慮した沖縄らしい海岸整備を予定しており、また海岸保全区域における末端排水についても併せて改修することとしております。</p> <p>県としましては、海岸保全施設の老朽化対策および北名城地域の湛水解消のため、糸満市と連携して取り組んでまいります。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 6</p> <p>糸満漁港の整備について (糸満市)</p> <p>【継続】</p>	<p>糸満漁港内（中地区・南地区）にある放置艇や廃船の対処及び船揚げ場周辺の浚渫「フィッシャリーナ」防波堤の延長整備に取り組んでいただきたい。</p>	<p>糸満漁港北地区のイマイユ市場が令和4年10月に開設され、県内外から多くの漁船が訪れる漁港となっている。</p> <p>しかしながら、糸満漁港内にある放置船や廃船があることにより、今後の漁業活動に影響を危惧しており、放置船等に対して適切な処置等や撤去に向けた早急な対処と、西崎ドック場南側に整備予定の船揚げ場周辺において、干潮時になると浅瀬となるため船舶の航行に支障をきたす恐れがあるため浚渫工事の実施、また糸満フィッシャリーナ港内南側において、静穏度が低く台風時には、利用船舶が北地区へ避難している状況であるため、防波堤の延伸の必要がある。</p>	<p>①放置艇関係 放置艇の処理は所有者等による自主撤去が原則であることから、県としては、所有者等を探索し、特定した上で、早期の移動、撤去等を指導していきます。</p> <p>具体的な処理の進め方については、糸満漁業協同組合、糸満市等関係機関で構成する放置艇等処理方針協議会で協議し、最優先で取り組むこととした放置艇から重点的に処理していくことで、放置艇処理の促進につなげていきたいと考えています。</p> <p>②西崎ドック船揚げ場の浚渫工事について 船揚げ場周辺の浚渫工事を実施するには、当該水域を漁港施設として漁業活動に必要な水域に位置づける必要があります。</p> <p>今後、漁港施設に位置づけることが可能か検討してまいります。</p> <p>③フィッシャリーナの防波堤延長整備 糸満漁港のフィッシャリーナは平成7年度から平成17年度までに漁港利用調整事業において整備されたものです。</p> <p>防波堤の延伸整備については、本年度から、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、令和7年度での完成を見込んで取り組んでおります。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：農地農村整備課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 7</p> <p>県営かんがい排水事業の早期供用開始について (南城市)</p> <p>【継続】</p>	<p>雄樋川地区及び吉富地区、中山・志堅原地区の整備事業を早急に完成していただきたい。</p>	<p>雄樋川地区（1・2期地区併せ予定事業工期、平成17年度から令和6年度：事業期間20年）吉富地区（予定事業工期、平成20年度から令和7年度：事業期間18年）中山・志堅原地区（予定事業工期、平成26年度から令和9年度：事業期間14年）について、事業着手から完了予定まで10年以上要し、当該地区からは早期供用開始が熱望されていることから、引き続き必要な予算措置を行っていただき、施設の早期完成に向けて取り組んでいただきたい。</p>	<p>県においては、沖縄振興公共投資交付金を活用し、南城市のかんがい施設の整備に取り組んでおります。</p> <p>事業が長期化している南城市関連県営事業（雄樋川2期地区、吉富地区、中山・志堅原地区）については、令和5年度当初予算において5億1千万円を措置しており、令和6年度予算についても、所要額確保に努めてまいります。</p> <p>県としましては、引き続き、関係機関との連携や地元合意形成を図りながら、畑地かんがい施設の早期供用開始に向け取り組んでまいります。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 8</p> <p>県営海岸保全施設整備事業の早期事業化について (南城市)</p> <p>【継続】</p>	<p>県営海岸保全施設における老朽化護岸等を整備していただきたい。</p>	<p>佐敷海岸保全区域において、佐敷字兼久から富祖崎に位置する海岸線は、昭和52年8月4日に海岸保全区域に指定されているが、浜崎川から富祖崎間は全体的に老朽化が進み、一部で石積の崩壊や天端の沈下・陥没が見られる等、護岸自体の強度や機能の低下が懸念されている。また、近年では沖合にあった航路浚渫の土砂等が沿岸部に移動し陸地化やマングローブの繁茂（ゴミ・漂着物滞留）を招くようになり、更には排水口が閉塞し大雨時には背後の農地や集落において冠水被害が発生し危険な状態である。</p> <p>知念海岸保全区域においては知念字知念から久手堅に位置する重力式護岸は昭和47年から昭和50年にかけて整備され47年余が経過していることから、高潮、波浪等により両保全区域の護岸自体の機能低下が懸念される。</p> <p>さらに、環境の変化に伴い、排水口、護岸箇所や船溜まり箇所において、堆砂による冠水及び越波被害が発生し危険な状態である。また、近年の記録的な豪雨等により被害の拡大が懸念されることから、海域の土</p>	<p>佐敷海岸保全区域及び知念海岸保全区域における護岸の老朽化対策については、国の気候変動の影響による設計潮位などの方針を踏まえ、県による基準見直しを実施中であることから、その見直しを踏まえた着手時期を検討しているところであります。</p> <p>また同地域の冠水被害については、緊急自然災害防止対策事業債等を活用した被害解消に向けた対策等について、南城市等の関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>

	砂撤去及び排水路の閉塞の対策、老朽護岸の改修を早急に行う必要がある。	
--	------------------------------------	--

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：園芸振興課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 9</p> <p>ピーマン選果場の増強について (八重瀬町)</p> <p>【継続】</p>	<p>ピーマン生産量の増大により、選果場の処理能力の上限を超えてきているため、早急な施設の増強のための支援をしていただきたい。</p>	<p>「ぐしちゃんピーマン」は、平成18年に拠点産地として認定され、「安定生産、高品質」を実現し、さらなる増産を推進してきたところである。また、平成23年に整備された、「ピーマン選果場」は、生産量の増加に伴い、処理能力上限に達してきており、現在の処理能力では対応できなくなることが危惧されている。</p> <p>本件は、令和3年度の同懇談会においても支援要望を行い、令和5年度の採択を目指していたところであるが、結果として「不採択」となり、現状において早急な処理能力の増強が必要であることから、さらなる県の支援が必要である。</p>	<p>県では、農産物の生産・出荷体制の強化を図るため、農作物の選別・選果用機械等を含めた農畜産物集出荷貯蔵施設の整備支援に取り組んでいるところであります。</p> <p>ピーマン選果場の増強については、「特定地域経営支援対策事業」、「産地生産基盤パワーアップ事業」等で整備が可能となっておりますので、八重瀬町及びJA等と連携を図り、整備に向けて取り組んでまいります。なお現在、JAと事業計画についてヒアリングを行っているところです。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No.10</p> <p>農業用水の確保について (八重瀬町)</p> <p>【継続】</p>	<p>農業用水を整備して いただきたい。</p>	<p>八重瀬町は、具志頭区域の一部には国営で整備されたかんがい排水があるが、それ以外の区域は農業用水の確保ができておらず、農業発展の阻害要因となっている。</p> <p>水の確保ができれば土地改良された優良な農地を多く抱える当町は高収益作物への転換が進むことが見込まれることから、未整備地区へのかんがい排水整備が必要である。</p>	<p>八重瀬町の農業用水が確保されていない地域におきましては、国において、国営沖縄本島南部地区の関連事業を含めた用水再編について、総合的な検討がされているところです。</p> <p>県としましては、引き続き八重瀬町の水源地開発について、関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：営農支援課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 11</p> <p>猪の掘り起こしによる被害調査及び対策について (渡嘉敷村)</p> <p>【継続】</p>	<p>猪の掘り起こしによる被害の調査及び対策の検討をしていただきたい。</p>	<p>渡嘉敷村及び座間味村の両村において、野生化した猪による農作物や希少な野生生物への被害が発生している。また、渡嘉敷村においては、猪の掘り起こしによる海への土砂流出や土砂災害などの環境被害も発生しており、両村の産業振興に著しい悪影響を及ぼしている。</p> <p>本来、慶良間諸島に猪は生息していないが、渡嘉敷村に家畜として持ち込まれた個体が逸脱して野生化し、現在では、隣の座間味島や阿嘉島、さらには座間味村の無人島でも生息が確認されており、今後更なる分布拡大が懸念される。</p> <p>両村では、猪対策として、沖縄県の「鳥獣被害防止総合対策推進交付金」を活用して、捕獲活動や侵入防止柵の整備を行っているが、特に侵入防止柵については、一定の効果が得られてはいるものの、農地に侵入しようとする猪によって柵が破壊されていることから、その修繕や取替に係る費用も交付対象経費として認めていただきたい。また、平成29年度から沖縄県が実施している「指定管理鳥獣捕獲等事業」についても根絶が確認されるまでの集中的な捕獲</p>	<p>渡嘉敷村及び座間味村における農作物等への鳥獣被害防止対策については、村協議会が主体となり、鳥獣被害防止総合対策事業により侵入防止柵の整備や捕獲用罟の導入等の総合的な対策を推進しているところであります。</p> <p>なお、侵入防止柵の維持管理については、令和5年度より国の鳥獣被害防止総合対策交付金の要綱が改正され、破損の原因となっているイノシシ等による防止柵の掘り起こし対策費用が対象経費となったほか、中山間地域等直接支払交付金等の活用も可能となっております。</p> <p>県としましては、引き続き、両村と連携し、農作物等への鳥獣被害防止対策を実施するとともに、維持管理等の課題について必要な助言を行うなど対応してまいります。</p>

		を目指した事業継続が必要である。	
--	--	------------------	--

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No.12</p> <p>農業用排水路の浚渫費用の補助について (渡嘉敷村)</p> <p>【新規】</p>	<p>農業用排水路の浚渫費用を補助していただきたい。</p>	<p>渡嘉敷地区の農村基盤総合整備事業で整備されている農地内の排水路・承水路に堆積した土砂に雑草が繁茂して流量が低下している箇所があり、大雨の際に農地に冠水する可能性が生じている。</p> <p>浚渫を実施したいが、費用が高額で実施が困難な状況にあるため、浚渫費用の補助が必要である。</p>	<p>渡嘉敷地区の農地内の排水路につきましては、昭和57年度から平成4年度にかけて農村基盤総合整備事業を活用して整備されております。</p> <p>排水路の浚渫については、土地改良施設維持管理適正化事業や多面的機能支払交付金等の活用が可能であります。</p> <p>排水路等の適正な管理は、農地の冠水対策の観点から重要と考えており、県としましては、事業活用に向け、渡嘉敷村と連携して取り組んでまいります。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No.13</p> <p>阿嘉漁港内にある廃車の所有車に対しての撤去指導について (座間味村)</p> <p>【新規】</p>	<p>阿嘉漁港内にある廃車の所有車に対して撤去の指導をしていただきたい。</p>	<p>本村には、第1種漁港（沖縄県）阿嘉漁港があり、平成26年度から複数の廃車が放置されている。</p> <p>放置車両は、阿嘉港ターミナルに隣接しており、訪れた観光客や地域住民に不快な思いをいだかせており、国立公園としての景観も阻害されている状況にある。これまで所管である県南部農林土木事務所、顧問弁護士、那覇警察署とも連携を図り、所有者に対して電話や文書による撤去通知を行い告訴にまで至ったが、一向に進展がない状況にある。</p> <p>については、県管理漁港であることから、県において指導し撤去していただきたい。</p>	<p>阿嘉漁港の放置車両については、平成26年に所有者が阿嘉漁港区域内へ移動させ、放置されたところです。県及び村においては所有者に対し、再三の指導を行ってききましたが、未だに撤去されていない状況です。</p> <p>今後は村の意向も踏まえつつ、速やかに弁護士へ法律相談を実施し、撤去に向けて対応してまいります。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 14</p> <p>寄草地区第3号貯水池について (栗国村)</p> <p>【新規】</p>	<p>寄草地区第3号貯水池の漏水調査及び必要に応じて改修の支援をしていただきたい。</p>	<p>県営畑地帯総合整備事業寄草2期(平成12年度から22年度)で整備した寄草地区3号貯水池の水量が一定量しか溜まらず、漏水している可能性が高い。川が無く水源に乏しい本村にとっては、農業用水の確保は極めて重要であることから早急に対策を講じる必要がある。</p>	<p>離島における農業用水の確保は、今年度が干ばつ傾向にあることも重なり、非常に重要な課題であると認識しております。</p> <p>県としましては、当該貯水池の利用実態等を踏まえ、栗国村と連携して漏水調査等の実施について検討してまいります。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 15</p> <p>渡名喜漁港内にある廃船等の処理に係る撤去費用の補助について (渡名喜村)</p> <p>【継続】</p>	<p>渡名喜漁港内にある廃船等の処理に係る撤去費用を補助していただきたい。</p>	<p>渡名喜漁港内には、数多くの廃船(使用不能船等)が放置されており、漁港の利用や景観が阻害されている状況にあり、所有者に対して撤去の指導を継続して行っているが、離島であるがため、その撤去費用が高額で手をつけられないことから、県管理漁港についても撤去費用に係る補助が必要である。</p>	<p>県管理渡名喜漁港の放置艇処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、県では、所有者を確知しているものについては、その所有者に対し撤去を求めているところです。</p> <p>これまで各圏域ごとに県、市町村の漁港管理担当者及び地元の漁協と会議を開催するなど放置艇対策に関する情報提供や意見交換等を行ってきました。</p> <p>渡名喜漁港の放置艇については、引き続き渡名喜村と連携し、調査により実態を把握して課題を整理した上で、国への要望など支援策の検討を進めていきたいと考えております。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No.16</p> <p>渡名喜漁港の整備について (渡名喜村)</p> <p>【新規】</p>	<p>渡名喜漁港船揚場の整備をしていただきたい。</p>	<p>渡名喜漁港の船揚場は、整備からの経年による老朽化により、表面のコンクリートにひび割れ凸凹が発生し、船舶の揚げ降ろしに支障をきたしているため早期に整備する必要がある。</p>	<p>渡名喜漁港は島内唯一の港であり、地元の漁業活動における役割が大きく、また、定期旅客船が就航するなど、生活港としても重要な役割を果たしております。</p> <p>今回整備要望のあります船揚場については、船舶の揚げ降ろしに支障をきたしていることから、関係機関と調整し、早期に整備を行っていきたいと考えております。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：農林水産総務課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 17</p> <p>海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について (久米島町)</p> <p>【継続】</p>	<p>持続可能なブルーエコノミーの構築及び世界に誇れる島しょ型環境モデル地域形成のための、大規模取水設備を整備していただきたい。</p>	<p>深層水を利用する産業は、本町の主要産業となったばかりではなく、沖縄県の特産である車えびの県内全城への種苗供給や海ぶどうの安定生産により、県内の養殖産業や観光飲食産業に大きく貢献している。</p> <p>また、沖縄県が目指す海の恵み(海洋深層水)を利用した持続可能な社会経済開発である「ブルーエコノミー」の構築は、本県及び世界の島しょ地域を先導するモデル地域となり得ることから、海洋深層水の大規模取水施設を整備していただきたい。</p>	<p>海洋深層水研究所では、水産、農業分野において海洋深層水を用いた研究開発を実施してきました。</p> <p>特に水産分野では、クルマエビの母エビ養成技術や海ぶどうの陸上養殖技術を確立するなど、本県における水産業の振興に大きく貢献しております。</p> <p>なお、令和5年度につきましても、久米島町が行う海洋温度差発電による地域のエネルギー自給と海洋深層水利用産業の振興を同時に実現する「久米島モデル」の実証に対し、海洋深層水研究所で取水した深層水を分水するなどにより支援を行っているところであります。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 18</p> <p>久米島町管理漁港内（フィッシャリーナ含む）にある廃船等の撤去処理に係る費用の支援について（久米島町）</p> <p>【継続】</p>	<p>久米島町管理漁港内（フィッシャリーナ含む）にある廃船等の撤去処理に係る費用を支援していただきたい。</p>	<p>久米島町管理漁港内には、数多くの廃船（使用不能船等）が放置され、漁港等の利用や景観が阻害されている状況にある。所有者等に対して撤去の指導を行っているが、離島であるがため、その撤去処理費用が高額で処理できない状況にある。</p> <p>県管理漁港についても同様な状況にあるため、撤去処理費用に係る支援が必要である。</p>	<p>放置艇の処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、所有者を確知しているものについては、漁港管理者がその所有者に対し撤去を求めているところです。</p> <p>これまで各圏域ごとに県、市町村の漁港管理担当者及び地元の漁協と会議を開催するなど放置艇対策に関する情報提供や意見交換等を行ってきました。</p> <p>久米島町管理漁港内の放置艇については、引き続き町と連携し、調査により実態を把握して課題を整理した上で、国への要望など支援策の検討を進めていきたいと考えております。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 19</p> <p>畑地かんがい施設の再整備について (久米島町)</p> <p>【継続】</p>	<p>仲里中部地区の畑地かんがい施設（管路・スプリンクラー等）の整備をしていただきました。</p>	<p>仲里中部地区の畑地かんがい施設は、昭和52年から62年にかけて県営かんがい排水事業で整備されているが、完了から30年以上経過していることもあり、管路・スプリンクラーの破損が多く発生し、農業用水の安定供給に支障をきたしている。</p> <p>また、漏水による路面陥没や管路補修期間の道路通行止めなど社会に与える影響や、施設の管理主体である仲里土地改良区の維持管理に要する労力や費用負担等が多大である。</p> <p>よって、農業用水の安定供給のための施設整備が必要である。</p>	<p>仲里中部におきましては、管路、スプリンクラー等の老朽化対策について、現在、久米島町と事業化に向けて、検討を行っているところであります。</p> <p>県としましては、引き続き、久米島町及び仲里土地改良区と連携して、事業化に向けた取組を推進してまいります。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 20</p> <p>タイ原池の整備について (久米島町)</p> <p>【新規】</p>	<p>タイ原池及び流域を整備していただきたい。</p>	<p>タイ原池の整備については、儀間川総合開発事業で整備予定であったが、平成24年に事業の中止が決定され、その後未整備の状況である。そのため施設の老朽化等により堤体の間知ブロックが倒壊し、貯水ができない状況となっており、農業用水の安定供給に支障をきたし、さらには堤体決壊による災害も想定される。</p> <p>また、降雨時に発生する洪水で周辺農地が被害を受けているため、二級河川である謝名堂川の改修も含めて、県関係部局と連携を図り、タイ原池及び流域の整備を図る必要がある。</p>	<p>タイ原池については、復帰以前に築造され、昭和54年度から58年度にかけて県営ため池等整備事業により改修されているものの、施設老朽化が進行しており、令和2年度に防災重点農業用ため池として指定したところです。</p> <p>県としましては、タイ原池の防災減災対策に向けて、久米島町と連携して取り組んでまいります。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 21</p> <p>水源地（池）の保全について (南大東村)</p> <p>【継続】</p>	<p>農業用水の水源地である池の保全・清掃をしていただきたい。</p>	<p>南大東村は、基幹作物のさとうきびの高品質と生産の向上を図ることを目的に、平成13年度より農業生産総合対策事業・強い農業づくり交付金事業にて、設置型農業タンクを7地区に設置して灌水に努めてきたところである。</p> <p>このことによって、夏場における慢性的な干ばつ被害の減少や降雨に関係なく、さとうきびの植え付けが可能となり、発芽が良くなるなど生産が向上し、事業効果が現れている。</p> <p>しかしながら、設置型農業用タンクの水源は、島の中央部にある自然の池であるが、池の水量が限られているほか、長い間に水草や雑草が繁茂して、それがへドロ状に堆積して水深が浅くなったため水質が悪化し、水源地・貯水池の機能が薄れつつある。</p> <p>よって、農業用水確保のため、水源地・貯水池として池の保全・清掃等を事業化し、対応を行うことが必要である。</p>	<p>県では、南大東島の農業用水源として、自然の池を安定的に活用することが難しいことから、これまで畑地帯集水利用の貯水池を整備してきたところであります。</p> <p>畑地帯集水利用の貯水池は、用地の確保や高い建設費等のため、完成まで時間を要していることから、早期の水源確保のため、これまでの畑地帯集水利用に加え、自然の池の活用を含めた検討を行っているところであります。</p> <p>農業用施設として整備された水路等において、多面的機能支払交付金における活動計画書に位置づけることにより、浚渫等の機能保全を図ることが可能となっております。</p>

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：営農支援課、糖業農産課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 22</p> <p>害虫防除について (南大東村)</p> <p>【継続】</p>	<p>(1) 環境にやさしい生物を用いたカンシャコバネナガカメムシ(ガイダー)の防除を確立していただきたい。</p> <p>(2) これまでの事業効果をあげてきたオキナワカンシャクシコメツキ交信攪乱事業を継続していただきたい。</p>	<p>南大東村では、カンシャコバネナガカメムシ(ガイダー)を化学農薬で防除しているが、依然として地域全域において発生が激しく対策に苦慮している。</p> <p>防除は通常年に1回であるが、本村では2回以上防除を行う農家も少なくないことから、さとうきびの生産振興や島の美しい環境を保護する観点からも減農薬防除が求められており、環境にやさしい生物を用いたカンシャコバネナガカメムシ(ガイダー)の防除の確立を図る必要がある。</p> <p>南大東村は、さとうきび作農業を基幹産業とし、農家一戸あたりの経営規模も約8haと大型機械化一貫体系が確立されている一方、島全体が鳥獣保護区に指定されていることから、さとうきび生産において、農薬使用の低減が求められている。</p> <p>病害虫オキナワカンシャクシコメツキについては、平成12年度から合</p>	<p>【営農支援課】</p> <p>カンシャコバネナガカメムシの防除については、過去に、農業研究センターにおいて、天敵である卵寄生蜂(カンシャコバネカメムシタマゴバチ)による防除試験を実施したところではありますが、十分な防除効果が得られなかったことから、現時点では、天敵による防除は難しい状況であります。</p> <p>このため、県としては、カンシャコバネナガカメムシに防除効果の高い農薬の登録に向けた取り組みを行っているところであり、現在30剤に適用が拡大するなど、薬剤の選択肢も増えてきております。</p> <p>引き続き、環境にやさしいさとうきびの病害虫防除について検討してまいります。</p> <p>【糖業農産課】</p> <p>オキナワカンシャクシコメツキの防除については、薬剤防除を基本として、フェロモン剤を利用した交信かく乱法との併用がより効果的であると考えております。そのため、「さとうきび増産基金(セーフティネット基金事業)」により、ベイト剤等の薬剤購入支援を実施しております。</p> <p>それ以外でも他の支援が可能かどうか、</p>

(3) イネヨトウの交信攪乱事業を継続していただきたい。

成性フェロモンを利用した交信攪乱が効果を現し、被害が軽減されていることから、引き続き、環境にやさしい合成性フェロモンを利用したフェロモンチューブを設置し、地域全体で交信攪乱法による共同防除体系を確立することにより、さとうきびの生産性の向上を図る必要がある。

南大東村は、さとうきび作農業を基幹産業とし、農家一戸あたりの経営規模も約8ha大型機械化一賞体系が確立されている一方、島全体が鳥獣保護区に指定されていることから、さとうきび生産において、農薬使用の低減が求められている。

近年、病害虫イネヨトウによる被害が大きくなっており、また、従来の薬剤防除だけでは困難になりつつあるため、オキナワカンシャクシコメツキと同様に合成性フェロモンを利用した交信攪乱が効果を現し、被害が軽減されていることから、引き続き、環境にやさしい合成性フェロモンを利用したフェロモンチューブを同時設置し、交信攪乱法による新防除体系を確立することにより、さとうきびの生産性の向上を図る必要がある。

県と国とで今後とも引き続き調整していきたいと考えております。

【営農支援課】

南大東村におけるイネヨトウの交信かく乱については、平成24～30年度に、「イネヨトウの交信かく乱法による防除技術普及事業」により、技術の普及を図るとともに、その成果である低コストな新しい交信かく乱剤（フェロモンディスペンサー）が、令和6年度内に登録見込みであります。

【糖業農産課】

イネヨトウの防除については、薬剤防除を基本として、フェロモン剤を利用した交信かく乱法との併用による防除がより効果的であると考えております。

そのため、「さとうきび増産基金（セーフティネット基金事業）」により、薬剤購入支援を実施しております。

令和5年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和5年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 23</p> <p>貯水池間のパイプライン整備について(北大東村)</p> <p>【継続】</p>	<p>既に整備された23箇所 の貯水池間をパイプ ラインで接合し、農業 用水不足が生じている 地区へ送水管を整備し ていただきたい。</p>	<p>本村の畑かん整備は、県営と団体 営で整備を進め、令和6年には村全 体が整備される見通しであり、今後 は計画的な営農経営が可能となる。 今後においては、各組合をひとつに 統合し運営を行う予定であるが、組 合統合にあたり、地区間で貯水池の 集水率が異なることから、貯水池の 貯水量が地区によって差が生じてい る。</p> <p>こうした状況から、農家が平等に 農業用水を使用できるよう貯水池間 のパイプライン整備が必要である。</p>	<p>貯水池間のパイプライン整備を実施する ためには、各貯水池の現状の課題等を調査 し、それを解消するために広範な手法等を 検討する必要があると考えます。</p> <p>県としましては、貯水池間のパイプライン 整備について、各手法の検討結果等を踏 まえたうえで、北大東村と調整してまいり ます。</p>